

# 境界問題でお困りの方へ

## 境界問題で困ったときは



法務局・地方法務局

筆界特定制度

連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。  
(申請者等の意見に拘束されずに、真実の筆界を探し出します。)

土地家屋調査士会



調査士会ADR

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。  
(民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。)

## どこが違うの？



- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

\* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。



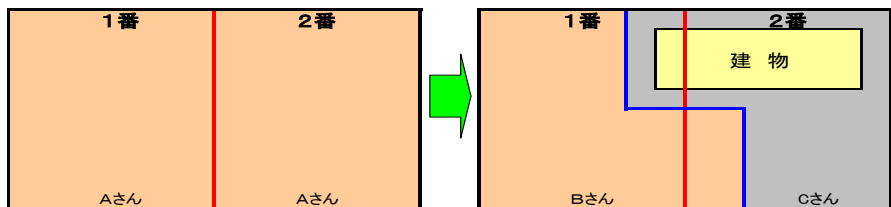
\* 相手方の応諾がないと手続きを進めることができません。

## 筆界？所有権界？

(昔)



(今)



筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。

(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

## もうひとつの解決方法



裁判所

民事裁判  
民事調停



- 筆界特定制度についてのお問い合わせは

仙台法務局筆界特定室 電話 022(292)3625

- 調査士会ADRについてのお問い合わせは

みやぎ境界紛争解決支援センター 電話 022(225)3804

仙台法務局・みやぎ境界紛争解決支援センター

# 境界問題で困ったときは



法務局・地方法務局

筆界特定制度

(法務省筆界特定のページにリンクしています。)

連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。  
(申請者等の意見に拘束されずに、真実の筆界を探し出します。)

土地家屋調査士会

調査士会ADR

(宮城県土地家屋調査士会のページにリンクしています。)

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。  
(民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。)



# どこが違うの？



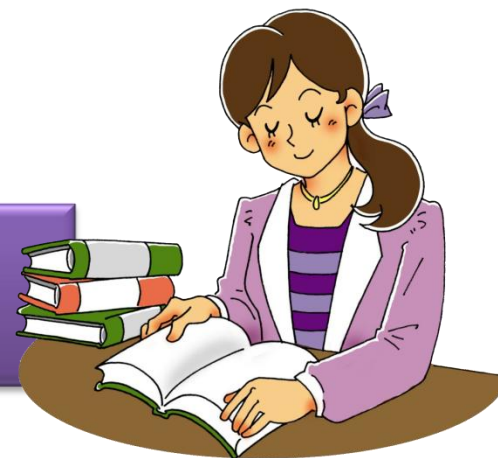
- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

\* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

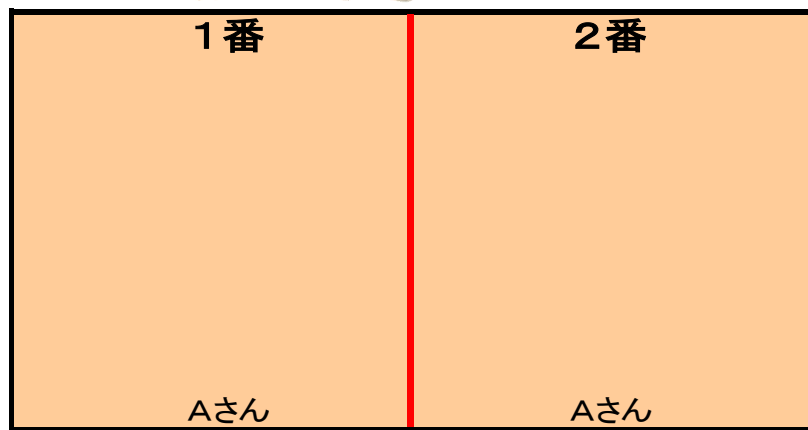
境界問題全般を解決します。



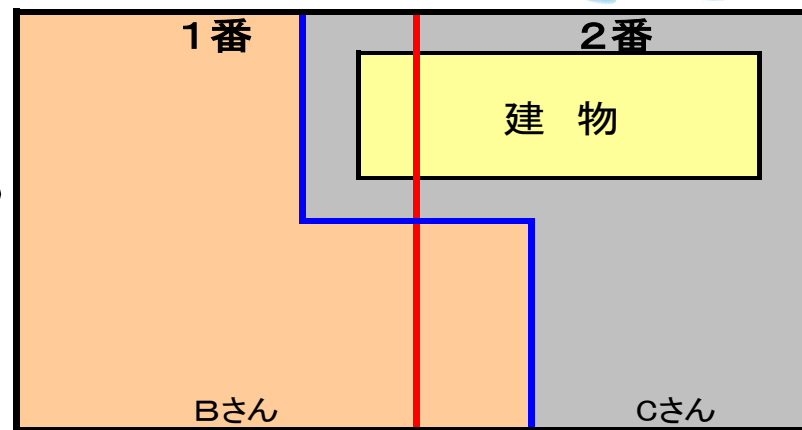
\* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

# 筆界？所有権界？

(昔)



(今)



筆 界・・・筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。



所有権界・・・所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。

(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

# もうひとつの解決方法



裁判所



民事裁判

民事調停



